料金一覧表(特別評価方法認定のための試験)

(単位:円 消費税10%込み)

1. 申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計とする。ただし、下記(2)並びに「2. その他」に示す場合はこの限りではない。

表 1

(())			(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のた			319, 000	44, 000
めの試験				
特別の構造	構造の安定	床面積の合計が500	407, 000	55, 000
方法に応じ	に関する性	m゚以内のもの		
て評価する	能表示事項	床面積の合計が500	638, 000	77, 000
方法の認定	として国土	㎡を超え、3,000㎡		
のための試	交通大臣が	以内のもの		
験	定めるもの	床面積の合計が	946, 000	110, 000
	に係る認定	3,000㎡を超え、		
	のための試	10,000㎡以内のもの		
	験	床面積の合計が	1, 221, 000	121, 000
		10,000㎡を超えるも		
		Ø		
	上に掲げる以外のもの		396, 000	55, 000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のた			506, 000	55, 000
めの試験				
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のた			506, 000	55, 000
めの試験				

- 2. 次に掲げる場合の料金は、前記1の規定にかかわらず、①、②若しくは③に定める額とする。
 - ①建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に係る認定、評定又はこれらに類するもので、国土交通大臣が認めるもの(以下「技術的認定」という)を受けた特別評価方法(建築材料又は構造方法に係るものに限る)の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合
 - ・申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に

2分1を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計金額を加算した額

- ②技術的認定等を受けた特別評価方法(試験方法又は計算方法に係るものに限る)の認 定のための審査に必要な試験を受けようとする場合
 - ・申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に3 分の2を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計金額を加算した額
- ③1の申請において、表1の(い)欄に掲げる2以上の試験の区分について試験を受けようとする場合それぞれの試験の区分に係る(ろ)欄に掲げる額(①に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額、②に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額)の合計金額及びそれぞれの試験の区分に係る(は)欄に掲げる額のうちもっとも大きい額の合計金額を加算した額

3. その他

- (1)次に掲げる場合は、前記1、2の規定に係る料金を個別に算定する。
- ①試験ガイドラインが定められていない特別評価方法等、申請に係る特別評価方法の内容等によって上記に定める方法により難い場合。
- ②試験に係る実物等の提供を受け、追加試験その他の方法により審査を行う場合。
- ③センターの責に帰すことができない理由により業務期日が延期された場合。
- ④構造の安定に関する性能表示事項の試験において、同一敷地内の類似の建築物を複数 同時に申請する等、審査を効率的に行うことができるとセンターが認めた場合。
- (2)施行規則第83条第2項の規定に基づき、試験の結果の証明書を再交付するときの料金は、作製に係る実費相当分の費用を個別に算定する。